

農地中間管理機構（仮称）の制度の骨格（案）

1 農地中間管理機構の指定

都道府県のコントロールの下に適切に構造改革・生産コスト引下げを推進するため、都道府県段階に設置する。

- ① 都道府県知事は、農地中間管理事業を公平かつ適正に行うことができる法人（地方公共団体の第3セクター）を、都道府県に一を限って指定する。
- ② 従前の農地保有合理化法人制度は、廃止する。

2 事業

農地中間管理機構の事業は、次の事業を中心とする。

- ① 農地の借受け・貸付け（譲受け・譲渡し・信託の引受も可能。農業用施設の用に供される土地を含む）
- ② 当該農地の管理（作業委託による農業経営を含む）
- ③ 当該農地についての土地改良その他利用条件の改善

3 事業の実施の基準

農地中間管理機構の事業を適切に行うため、事業の実施基準等を設ける。

- ① 農地中間管理機構は、農地所有者と農業経営者の間に、農地の賃貸借を通じて介在し、農地利用の再配分を行うこと等により、農業経営の規模の拡大、利用する農地の集団化、農業への参入の促進その他の農地利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的として業務を行う。
- ② 農地中間管理機構は、農地の利用の効率化及び高度化が効果的に促進されると見込まれる区域において重点的に事業を実施する。
- ③ 農地中間管理機構は、地域における農地の借受けを希望する農業者の状況等を考慮して借受けを行うことにより、滞留の防止を図る。
- ④ 農地中間管理機構は、農地の借受け又は貸付けを希望する者の苦情又は相談に応じる体制を整備する。
- ⑤ 農地中間管理機構は、都道府県・市町村・日本政策金融公庫・農林漁業成長産業化支援機構等と連携協力して、創意工夫を生かしつつ、業務の積極的な推進を図る。

4 農地の借受け

農地中間管理機構の目的を円滑に達成しつつ、農地中間管理機構に活用できない農地が滞留することを防止するため、適切な借受けルールを設ける。

- ① 農地中間管理機構は、農地の利用の効率化及び高度化が効果的に促進されると見込まれる区域において重点的に業務を実施する。
- ② 農地中間管理機構は、農地の所有者からの申出があったときは協議に応ずるとともに、農地利用の効率化及び高度化を図る上で必要があると認めるときは、所有者に対して協議を申し入れることができる。
- ③ 農地中間管理機構は、農地として利用することが著しく困難な場合等は、借受けを行わず、また、借受け後相当期間内に農地の貸付けの見込みがないことが明らかとなった場合については、賃貸借契約を解除することができる。

5 農地の貸付け

(1) 貸付けが公平・適正に行われるようにするため、適切な貸付けルールを設ける。

- ① 農地中間管理機構は、農地の貸付けを行うに当たっては、定期的に、区域ごとに、農地の借入れを希望する者を募集し、これらの者に関する情報を整理し、公表する。
- ② 農地中間管理機構は、貸付先の選定ルール等を定めた事業規程を作成し、都道府県知事の認可を受けるとともに、公表する。
- ③ 農地中間管理機構は、事業規程の定めるところにより、①の農地の借入れを希望する者のうちから、適切な貸付けの相手方を選定する。

(2) また、貸付けに関する手続を極力簡素・合理化する。

- ① 農地中間管理機構は、貸付け等を行う際、農地利用配分計画を定め、都道府県知事の認可を受ける。
- ② 都道府県知事は、認可の申請があったときは、縦覧に供し利害関係人は都道府県知事に意見書を提出できる。
- ③ 都道府県知事は、農地利用配分計画を認可したときは、公告し、公告により利用権が設定されることとする。

- ④ この場合、個々の農地の権利移動について、農地法に基づく農業委員会の許可は要しないものとする。
- ⑤ 農地中間管理機構は、農地利用配分計画を定めるに当たり、
 - ア あらかじめ市町村に対し、事業規程に即して農地利用配分計画の案を作成して提出するよう求めることができる（その案に対して農地中間管理機構が最終的に判断する）。
 - イ この他、市町村に対し、情報の提供その他必要な協力を求める。

〔ア又はイに関し、市町村は、必要があるときは、市町村の独立行政委員会である農業委員会の意見を聴く。〕

6 農地の利用条件の改善

農地中間管理機構は、農地の貸付けが確実に行われると見込まれる場合に、利用条件の改善を行う。

7 事業の委託

農地中間管理機構の事業を、関係者の総力をあげて、効率的・効果的に実施するため、第三者への委託を行えるようにする。

〔農地中間管理機構は、都道府県知事の承認を受けて、事業（貸付けの相手方の決定等を除く）の一部を委託できる。（再委託は行わない。）〕

8 協力体制

農業に関する団体、日本政策金融公庫及び農林漁業成長産業化支援機構等は、農地中間管理機構の業務に関し、協力する。

9 役員体制等及び都道府県の関与・責任

農地中間管理機構が業務を適正に実施し、政策目標を達成するため、役員体制等及び都道府県の関与等の仕組みを整備する。

- ① 農地中間管理機構の役員の選任及び解任は、都道府県知事の認可を要することとする。
- ② 役員が法令又は事業規程に違反したとき、事業の実施状況が著しく不十分なとき等においては、都道府県知事は、農地中間管理機構に対し、役員の解任を命ずることができる。
- ③ 農地中間管理機構に、事業の実施状況を評価し意見を述べるため、評価委員会を置く。

その委員は、客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事の認可を受けて任命する。

④ 農地中間管理機構は、毎年度、事業目標・事業計画・収支予算を作成し、都道府県知事の認可を受け、公表する。

また、毎年度、事業報告書・収支決算書等を作成し、評価委員会の意見を付して、都道府県知事に提出するとともに、公表する。

⑤ 都道府県知事は、必要と認めるときは、農地中間管理機構に対し、改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

⑥ 都道府県は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農地面積に関する目標等を定める。

10 国の関与・責任

国全体として、政策目標を達成するためのスキームを設ける。

① 農林水産大臣は、農地中間管理機構の事業の実施状況を評価し、効率的かつ効果的な取組に関する情報を公表すること等により、農地中間管理機構の事業の効率的かつ効果的な取組を促進する。

② 農林水産大臣は、農地中間管理機構に関し、都道府県に対して是正・改善のために必要な措置を行うことができる。

11 その他関連事項

(1) 遊休農地対策の強化

農地中間管理機構を活用して遊休農地の発生防止・解消を円滑に進められるようにする。

① 農業委員会は、遊休農地があるとき又は所有者の死亡等により耕作の業務に従事する者が不在となったときは、農地の所有者等に対し、農地の農業上の利用に関し、意向調査を行い、農地中間管理機構への貸付けを促す仕組みを設ける。

② 都道府県知事の裁定による利用権設定までのプロセスを簡素化する。

③ 遊休農地等の所有者又はその所在が分からない場合の公告制度の改善を図る。

(2) 農地台帳等の法定化

農地利用の効率化及び高度化等を円滑かつ効果的に進めるため、農地台帳等を法律に位置付ける。

- ① 農業委員会は、農地の所在、所有者、借受者、借受期間等を記載した農地台帳及び地図を作成し、磁気ディスクをもって調製の上、インターネットその他の方法により公表する。
- ② 都道府県、市町村及び農業委員会は、その保有する農地の所有者に関する情報を内部で利用するとともに、他の地方公共団体等に情報の提供を求めることができる。